

審議会等の会議結果報告

| | |
|------------|---|
| 1 会議名 | 令和5年度津市通学区域審議会 |
| 2 日時 | 令和5年12月14日(木) 午後7時から午後8時30分まで |
| 3 場所 | 本庁舎 4階庁議室 |
| 4 出席した者の氏名 | (委員の出席者) 大屋ゆかり、木原剛弘、中谷美智代、中村徹、 野田孝夫、橋本直子、蓮尾直美、長谷川えり子、 早川亜希子、堀内百合、松村正人 (50音順、敬称略) (事務局) 教育長 森昌彦 学校教育・人権教育担当理事 伊藤雅子 学校教育推進担当参事(兼)学校教育課長 松本幸也 教育研究支援課長 堀内晋三 学校教育課担当主幹 中条尚美 学校教育課主査 佐々木一憲 学校教育課主事 山本健人 学校教育課主事 佐野弘奈 |
| 5 内容 | 1 部活動を事由とする指定校変更について 2 指定校変更の現況について 3 就学等に関する規則の一部改正について |
| 6 公開又は非公開 | 公開 |
| 7 傍聴者の数 | 0人 |
| 8 担当 | 教育委員会事務局 学校教育課 学務担当 電話番号 059-229-3245 E-mail 229-3245@city.tsu.lg.jp |

・議事の内容 下記の通り

事務局

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。ただいまから、令和5年度津市通学区域審議会を開催させていただきます。この津市通学区域審議会は、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、「公開」とし、一般の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては、発言者の

氏名も含め、公開することになりますので、委員の皆様には、どうぞご了承ください。

なお、ホームページに記載する会議録作成の都合上、本会議の内容は記録させていただきますことを併せてご了承ください。

ここで本日の資料を確認させていただきます。本日の事項書、協議資料、参考1：津市通学区域審議会条例、参考2：指定校変更許可基準等、そして、本日机の上に置かさせていただきました追加資料と参考3：令和5年度「チームみえジュニア」推薦要領、参考4：三重とこわか国体少年選手強化指定事業 実施方針、参考5 学校教育課からの学校宛の通知文書となります。お手元にございますでしょうか。

では、これより教育長 森 昌彦からご挨拶させていただきます。

教育長

皆さん、こんばんは。年の瀬の大変お忙しい中、このような遅い時間にご参集を賜りありがとうございます。今日は比較的温かいと思いますが、最近は寒暖差が非常に激しく、結構体調を崩しやすいということもありますので、お体には十分ご自愛いただきたいと思います。

実は学校は今猛烈にインフルエンザが流行っておりまして、学級閉鎖で止まらず、学年閉鎖もたくさん出ているような状況で、結構厳しいです。もちろん感染対策はしていますが、何とか押し進めていけたらと思っておりますのでよろしくお願ひします。さて、この通学区域審議会は、条例の中に書かれている通学区域の適正化を図るための教育委員会の諮問機関でございますので、ここで出されたご意見は十分反映させていただくように思いますので、ぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと思ひます。

今日初めてここに来ていただいた方もみえますので、これまでの通学区域審議会でどんなお話をしていたのかというのを少しさせていただきますと、部活動に関わった、要は部活動を事由とした指定校変更の話合いがほとんどを占めていたように思ひます。その指定校変更が、根本の我々の気持ち、皆さん同じですけど、できれば子どもたちがやりたい部活をさせてあげたい、そのための議論です。

ただその一方で、例えば小規模の学校を守りたいとか、あるいは、地域とともに、という学校作りをしたいということがありま

すので、なかなかその辺のバランスを上手くこの中で話をし
ていただいているというのが現状ではないかと思えます。

今話題にある部活動の地域移行の話を少しさせていただきます。
実はこの話は当初とかなり議論が変わってきたと思えます。
最初は、全ての休日土日については全ての学校で、学校の部活動
に対して3年以内に地域移行していこう、地域に委ねていこう
という、すごい勢いを感じて、周辺からはそんなことできるのっ
ていうことを聞かせていただいていた。実際やっていると、
なかなか難しいってことに国も気付いたみたいです。そもそも
この地域移行というのは、このままでは、子どもたちのやりたい
部活動が持続できない、つまり、人口が減少し先生方がどんど
ん減っていく中で、部活動の顧問をする人がいなくなっていま
すから、放っておけば、子どもたちがやりたい部活をさせられな
くなっていく、だから早く手を打たなければいけないという
ことと、もう一つは、先生方の働き方改革問題があります。土日
休みなく活動していた、それをすごく生きがいにされている方
も中には見えますけれども、そうではなく、子どものためという
ことで割り切って、中には家庭よりも部活動を優先して取り組
んでいただいている先生方もたくさんみえる中、その一方で、部
活動は教育課程外の活動ではありますが、教育活動の一環であ
るというような中で、あくまでも教育活動として成り立つのか
ということを言われたときに、地域移行して果たしてそれがで
きるのっというようなこともあったり、しかも受け皿が本当に
あるのか、いろいろなことで結構地域移行が難しくなっている
状況があります。その中でもどうやっていこう、根本は子どもた
ちができるだけやりたい部活動をこれからも持続可能にやっ
ていくために、どんなことができるのか、それが地域移行であつた
り、何か他にも方法があるのではというようなことで今議論が
されています。その一つがここでの話し合いです。

例えば、部活動をしたいがために通学区域を少し柔軟に変更
できないかというような議論がここでされていたり、もっと他
の視点で、例えば通学路の拡大とか地域移行以外の方法で何か
子どもたちが好きな部活ができる手段はないのかというような
ことが議論されていますので、そんなことをご紹介する中で、ま
ずは通学区域をどうするかという視点で、子どもたちが希望す
る部活動をできるだけいろいろなところでさせてあげたいなど

いう視点は心のどこかには置きながら議論をしていただければ有難いなと思います。

本日もよろしくお祈いします。

事務局

続きまして、皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。お名前と簡単に役職の方を言っていただきたいと思います。

では、すみませんが野田様よりお席の順によろしくお祈いします。

野田委員

野田と言います。初めてこの会議に参加しますので、何を言っいていかわかりませんが、思ったことをできれば発言したいと思います。よろしくお祈いします。

中谷委員

中谷美智代と申します。住まいは白山町で、退職してからも少し学校に関わらせていただいています。初めて参加します。よろしくお祈いいたします。

長谷川委員

長谷川えり子と申します。6年前に小学校を退職しまして、津市の公的な機関に勤務した後、今は地域のことを少ししています。この会議は初めてですので、どうぞよろしくお祈いいたします。

中村委員

こんばんは。芸濃町の連合自治会長と、それと2、30年前まで地域のスポーツ少年団監督をしておりました。よろしくお祈いいたします。

蓮尾委員

蓮尾直美でございます。三重大学教育学部で教えておりました。よろしくお祈いいたします。

松村委員

松村と言います。よろしくお祈いします。私は芸濃小学校のPTAの方から来ておられます。今、津市PTA連合会では副会長をしておられます。よろしくお祈いします。

木原委員

こんばんは。津市PTA連合会で今年度会長をしておられます、木原と言います。どうぞよろしくお祈いします。

大屋委員

高茶屋小学校校長の大屋ゆかりです。よろしくお祈いします。

堀内委員

豊津小学校校長の堀内です。よろしくお祈いします。

橋本委員

香良洲小学校の橋本と申します。教職員代表で呼んでいただいています。よろしくお祈いします。

早川委員

千里ヶ丘幼稚園の園長の早川です。よろしくお祈いいたします。

事務局

皆様ありがとうございました。なお、本日は、下村純也委員、前田敏生委員、村井直人委員、本橋良介委員から欠席との連絡を受けておられます。

| | |
|---|--|
| <p>学校教育・ 人権教育担 当理事 事務局</p> | <p>引き続きまして、事務局側の紹介をさせていただきます。教育委員会事務局 学校教育・人権教育担当理事 伊藤でございます。 伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>学校教育課 長 事務局 教育研究支 援課長 事務局</p> | <p>教育委員会事務局 教育推進担当参事兼学校教育課長 松本でございます。 松本でございます。よろしく申し上げます。 教育委員会事務局 教育研究支援課長 堀内でございます。 堀内でございます。よろしくお願いいたします。 教育委員会事務局 学校教育課学務担当 佐々木でございます。</p> |
| <p>学校教育課 担当 事務局 学校教育課 担当 事務局 学校教育課 担当 事務局</p> | <p>佐々木です。よろしく申し上げます。 同じく山本でございます。 山本です。よろしく申し上げます。 同じく佐野でございます。 佐野です。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>そして、私は学校教育課の学務担当主幹の中条です。よろしく申し上げます。 それでは、会議の成立について確認させていただきます。本日は委員15名中、11名の委員にご出席いただいております。条例第6条第2項の規定に基づき、委員の過半数が御出席いただいておりますので、審議会として成立しておりますことをご報告いたします。 それでは事項に移りたいと思いますが、委員改選後初めての審議会となりますので、会長が決まりますまで、私の方で議事を進めさせていただきたいと思っております。 では、事項書3の委員の互選に移りたいと思っております。参考1の当審議会条例をご覧ください。第5条に「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」となっております。選</p> |

任についてはいかが取り計らいましょうか。

事務局といたしましては、会長につきましては、前回に引き続きまして、蓮尾直美様に、副会長には高茶屋小学校校長の大屋ゆかり様をお願いしたいと思います。御異議ございますでしょうか。

委員

異議なし。

事務局

ご異議がないということで、会長に蓮尾直美様、副会長に大屋ゆかり様に決定したいと存じます。よろしくお願いたします。蓮尾委員、大屋委員、席の移動をお願いいたします。

それでは、条例第6条第1項において、「会長が議長となる」こととなっているため、これからは議事進行を蓮尾会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

蓮尾会長

蓮尾直美でございます。よろしくお願いたします。

大屋副会長

副会長をさせていただきます大屋です。よろしくお願いたします。

蓮尾会長

それでは、早速でございますが、協議事項1「部活動を事由とする指定校変更について」審議を始めます。事務局より説明をお願いいたします。

学校教育課
長

学校教育課長の松本です。

本日は大変お忙しい中、また遅い時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。委員の皆様におかれましては初めてこの審議会に出席される方もみえると思いますので、先ほど見ていただきました参考1を参考にさせていただいて、先に通学区域審議会について簡単に説明させていただきます。この通学区域審議会は、条例に基づきまして、通学区域の適正を期するために設置をされ、通学区域の設定、それから改廃に係る事項を調査、審議するものでございます。過去にご協議いただいた内容としましては、指定校変更の基準、それから近隣する通学区域の弾力化などがございました。

最終的な決定は、教育委員会が行いますが、この審議会は、津市の教育に関わっていただいている皆様方で組織されていることから、それぞれの立場から貴重なご意見を頂戴したいと思っております。そして適正な運用をやっていきたいと考えております。

それでは資料、協議事項の1の部活動を自由とする指定校変

更について説明させていただきます。

この件につきましては、教育長からの挨拶にもありましたけれども、何度かご協議いただいております。委員の方からいただきましたご意見を基に基準を定めて、平成30年度より部活動を指定校変更の特別な事由として認めてまいりました。令和3年度に当初の基準をこの現行の基準に改めまして、令和4年度から運用しているところです。しかし、一部保護者の方から基準を設けることなくやりたい部活動がある学校に、入学を認めてほしい、というご意見をいただくこともございます。ただ、ある程度の基準がないと、小規模校の存続が難しいだけではなく、地域のコミュニティとしての学校をしっかりと守っていきたいという思いもありまして、このような基準を設けております。昨年度は相談が1件ありましたが、これは他市町からの区域外希望でしたので、この市町の区域外通学の取り組みがあることから、対象外にさせていただきました。

そして、本年度は来年に向けて、現在3件の相談を受けております。1件目は許可基準を満たしていますが、希望の部活動がある学校の中で、自宅に一番近い学校という条件が希望する学校ではなかったということで、まだ申請には至っていない状況です。2件目は団体競技の成績基準を満たしていましたが、その団体競技のメンバーから既にやめられていたということがわかりましたので、対象外というふうにさせていただいております。

残りの1件は実は、先日わかったことがありまして、本日お配りをさせていただきました追加資料をご覧くださいませでしょうか。

以前、この部活動を事由とする指定校変更の基準に、「チームみえジュニアの指定を受けているもの」という条件がございました。ところが、このチームみえジュニアの指定はとこわか国体に向けたジュニア選手、少年選手の育成強化を目的としていたために、開催年度以降はこの指定がなくなるというふうに聞いておりましたので、一昨年度、これに代わる新たな基準を決め、それがこの現行の2番目の基準になります。

小学校5年生もしくは小学校6年生在学時に、県大会で優勝もしくは準優勝するなどして、全国大会もしくは東海大会等の上位大会に進出という、かなり厳しい基準ではありますが、チームみえジュニアにふさわしい条件ということで、この審議会で

も話をさせていただきました。

ところが、このチームみえジュニアの指定が昨年度より復活していたことが、先週わかりました。保護者の方からの相談でわかったことで、これに関してはこちらの把握不足です。大変申し訳なく思っております。昨年度はこのチームみえジュニアに入っている子が、津市内にはいなかった、ところが今年、このチームみえジュニアに指定を受けている方から相談をされたということで初めてわかったものでございます。来年度に向けては、事務局としては生徒の活動をできる範囲で保証したいと考えていますので、現行の基準に加えて、再び、チームみえジュニアを更に追加する形で考えたい、というふうに思っております。このことについて、まず皆さんにご意見を頂戴したいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

蓮尾会長

ただいま松本課長から説明いただきました件について、皆様からご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

学校教育課
長

皆様、今日お配りした資料に目を通す時間がなく申し訳ありませんが、チームみえジュニア指定というのはお分かりになりますでしょうか。

国体が三重で実施される予定で、結局はコロナ禍でなくなってしまいましたが、その国体に向けて若いうちから養成を強化し、少年選手を育成するために行われていたのが選手の指定でございます。

参考3の推薦要項が選手の推薦基準になります。ただ、この指定を受けるのも厳しいという状況でしたので、このチームみえジュニアに推薦されたものは指定校が変更されても大丈夫だろうということで、部活動で指定校変更する際の基準に設けていました。しかし、令和3年度にこの制度がなくなっておりましたので、それに代わるものとして、先程言わせてもらいました「県大会優勝もしくは準優勝する、さらに、その後全国大会、それから東海大会などの地方大会に進出をする成績を収めているもの」というふうに、基準を変えさせてもらった、とい経緯があります。

ただそれをもう1回元に戻すということではなく、新基準に当時変更させてもらいましたので、「チームみえジュニア」というのが復活したということで、あらためてもう1回加えてもらうという形で、「津市スポーツ奨励賞」を含めた三つの条件にさ

せていただく形になりますので、ご意見ありましたら頂戴したいと思います。

蓮尾会長
中村委員
学校教育課
長
事務局

ただ今の説明に対する質問等ありますでしょうか。
チームみえジュニアというのは国体の実施とともになくなったと思っていましたが、違ったんですね。
その年だけなくなっていました。その翌年に復活をしていたということで、なくなったのは結局は1年だけです。
国体の年だけなくなっています。国体用の強化選手ということで、令和3年度は参考4の資料の三重とこわか国体強化指定事業が行われて、当時県からは今後は違うやり方に変わるというような話を聞いていましたので、この審議会で説明させていただきましたが、実際には令和4年度に、またチームみえジュニアの形に戻っていました。申し訳ありませんでした。

蓮尾会長
事務局

よろしいでしょうか。
参考4の今のご説明の中で、3の実施内容の(1)の指定期間のところを拝見すると、令和3年4月から翌年の3月までということについて、説明をいただければ、と思います。
三重とこわか国体少年選手強化指定事業では国体開催年度のみ指定で、チームみえジュニアより年齢層の高い中高校生を対象にしています。

蓮尾会長
学校教育課
長
中村委員
事務局
中村委員
事務局

わかりました。それでは皆様、いかがでしょうか。
特にないようでしたら、「チームみえジュニア」という条件を再度基準に加えさせていただいてよろしいでしょうか。
ありがとうございます。また、あらためて各学校を通じて保護者の方にもお知らせしたいと思います。
津市で誰が指定されているかというのは、公開の対象ですか。
前回でしたら、県の方から名前等をいただいていた。
ということは、分かっているのか。
今年はまだ取り寄せてはいませんが、取り寄せることになると思います。

蓮尾会長
学校教育課
長

それでは次の協議事項1(2)の「運動部活動の地域移行について」に移りたいと思います。
それでは、運動部活動の地域移行についてご説明いたします。昨年度も少し説明させていただきましたが、先ほど教育長の挨拶にもありましたように、部活動を学校単位、地域単位で変えていくという動きの現状をお伝えさせていただきたいと思いま

教育研究支
援課長

す。それとは別に、拠点校部活動という新たな取り組みも始まっていますので、それもあわせて担当課長から説明させていただきます。

教育研究支援課長 堀内から説明させていただきます。

部活動の地域移行及び拠点校部活動の状況について、まず初めに今の部活動の現状から、少しお話をさせていただきます。

部活動につきましては、生徒のスポーツ文化芸術に親しむ機会を確保するというだけではなく、生徒の責任感、自主性の育成、人間関係の構築でありますとか、信頼感、一体感の醸成といった、生徒の学校生活の中で大きな役割を果たしてきました。しかし、生徒数の減少に伴いまして、団体、特に運動部の団体競技におきましては、試合に出場するための必要人数の確保ができず、休部、廃部となるなど、全ての学校に以前のような部活動を維持することが非常に困難になっているという状況が今起きております。

また、教職員が専門的な指導経験のない部活の顧問を担当するというようなことや、土日の指導でありますとか、平日の部活動を行うために、その他の業務が時間外になるなど、教職員の業務負担といったことが課題となっております。

そのような中、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁より学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインが策定されまして、休日の学校部活動の地域連携でありますとか、地域クラブ活動への移行に関して拠点校方式、合同部活動、部活動指導員等の配置による生徒の活動環境の確保というようなことについても示されております。本市におきましても、令和5年度より、津市部活動あり方検討会というものを立ち上げまして、将来に向けて持続可能な運営体制の整備でありますとか、今後の方向性といったものを、現在協議しているところです。

そのような中、日本中学校体育連盟、いわゆる中体連および三重県中学校体育連盟からは、救済措置としまして、拠点校部活動の参加についての規定が示され、在籍校に希望する部活動がないなどの場合に、参加を希望する生徒を他の学校が受け入れる拠点校部活動の参加が全国中体連、三重県中体連のほうで認められました。このことを受けまして、本市におきましても、勝利至上主義及び競技力の向上を第一の目的とするのではなく、生

徒の希望する部活動での活動機会を確保することを目指しまして、拠点校部活動についての規定というものの整理をさせていただきました。

保護者の方にも、資料の最後に添付させていただきましたように、図を用いてご案内をさせていただきます。

この拠点校部活動につきましては、在籍校に希望する部活動がないなどの場合に、生徒の活動保障を目的として、自宅から一番近い希望の部活動のある学校が拠点校となり、生徒を受け入れる方式の活動です。この活動の参加につきましては、在籍している学校に希望を伝えていただき、在籍校が自宅から一番近い希望の部活動のある学校と協議を行いまして、在籍校及び拠点校の学校長の承認が得られた後、拠点校から津市中学校体育連盟の方に申請を提出し、受理されたことを受けて決定となる流れで進めています。現在、この活動の方式を市内で2名の生徒が利用しています。競技種目は、男子バレー、男子バスケットでござい

蓮尾会長

それではただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

教育研究支援課長

お手元にある資料について、少しご説明をさせていただきます。令和5年10月16日付の津市における拠点校部活動についての資料をご覧ください。

目的・趣旨につきましては先ほど申し上げましたように、生徒の活動保障を目的としております。次に、許可条件としましては校区の指定中学校に入部の意思がある部活動がないこと、生徒の在籍校並びに拠点校の学校長の承認を必要とすること、参加可能な学校は、自宅から一番近い、希望の部活動のある学校を原則とし、拠点校への移動については保護者の責任のもとに行うこととする、ただし、移動手段、経路については指定校の確認を必要とします。これは、自宅から一番近い拠点となる学校が必ずしも近いとは限りませんので、その間の子どもの移動については、場合によっては保護者の方の送迎というようなことで、近い場合であれば、自転車で行くことも可能です。その間の移動や部活動中の事故についてはスポーツ振興センターの災害給付制度の適用となります。

子どもたちがどのような経路、どのような手段で行くかというようなことについては、在籍校の方も把握をしているという

ところで確認をさせていただいております。そして実施上の留意点としましては、活動については参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定、生徒指導上の規定に同意をしていただき、拠点校の顧問の指示により行うということを予定しております。

普段通い慣れていない学校での活動になりますので、指導の方針が違ったりして気になるところがあるかもしれませんが、そこは拠点校の指導の方向性に従っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次ページからのQ&Aは、この規定を作成するまでに各学校から疑問点等を聴取しまして、それに対して答えたものをまとめさせていただきました。

1番は目的趣旨にあたるどころ、2番につきましては許可条件に関わるどころでございます。その中で多く問われましたのは、原則隣接の学校、一番自宅から近いところが、拠点校となって受け入れるとありますが、学校状況により受け入れないということは考えられるのか、ということでした。基本的には子どもの希望については受け入れていくことで原則線を引いておりますので、受け入れないということで、子どもたちがたらい回しになることは起きないと考えております。

他に、3番の実施上の留意点に関わる質問がありました。拠点校での活動を行う場合、自分の在籍校から拠点校へ移動して活動しなくてはいけないので、平日の授業が3時半から4時ぐらいに終了して、それからの移動となると、部活動をする時間的な余裕がなく、拠点校で活動している生徒と同じ量だけの活動ができないのではないかとことです。これについては、やはり移動時間は必要になりますので、下校の時間、今は日暮れが早く、大体中学校は部活の終了時間を日暮れに設定しておりますので、拠点校と在籍校との活動時間の違いは致し方ないかなと思っております。ただ、目的がその子の活動の場所を確保することですので、土日の活動についてはきちんと保障していると考えております。

今現在2名の生徒がこの拠点校方式を活用していることを先程ご説明させていただきました。1名の生徒については在籍校と拠点校の間がかなり離れたところで、土日については保護者の方が送迎をしていただき、平日は、在籍校の中で、男子バレーですけれども女子バレーと一緒に活動したりというふうなこと

でございます。

別の1名の生徒については、在籍校と拠点校との間が非常に近く、日常は自転車で行ったり、保護者の送迎などで活動を行っているとのこと。

蓮尾会長
野田委員

野田委員、どうぞ。

私が気になるのは、参加可能な学校は自宅から一番近い希望の部活動のある学校、一番近いというのがやはり気になります。例えば、西へ行くと3キロ、東へ行くと3.5キロ離れたところの場合、500mの差ですけど、西側より東側の学校の方が非常に部活動が熱心でどうしてもそちらへ行きたいというふうな場合に、それでいいのかなとも思います。

教育研究支
援課長

そのことにつきましては、やはりこの拠点校部活動の趣旨は、活動の場所を確保することを第一の目的としておりますので、例えば、こちらの学校に行けばチームが強いか、こちらの学校に行けば経験のある指導者がいるということで判断すると、どうしても勝利至上主義であったり、競技力向上ということが目的となってまいりますので、そこはこの通学区域審議会の規定にも合わせた形で、一番近いところとさせていただきます。

野田委員

それは少し変な考え方をすると、大人の事情であって、子どもからすれば絶対にあっち行きたい、あそこが好きという意見があって、子どもの意見を優先するのであれば、一番近いという話とは少し違うのではないかという気もします。

学校教育課
長

この拠点校の活動と同じように先ほど自分の方から説明させていただきました指定校変更の現行の基準の方も、自宅から一番近いという形にさせていただいております。その基準がないと、このクラブが強い、この指導者がいい、というような部活動を純粋にやりたい以外の要素がいくつか入ってくるという危険性があります。そうなってしまうと、そのクラブだけ生徒が集中してしまうという現象が生まれるのではないかということから、「一番近い」という基準を設けて、部活動は保障させてもらいます、ということで定めています。どうしてもそこにいろんな条件が入ってくると、柔軟に対応していくことがかえって曖昧になってしまう、そういった危険性があるものですから、自宅に近いところと統一させていただいております。

野田委員
学校教育課

趣旨はわかりました。理屈もわかります。
ご意見ありがとうございます。

| | |
|--------------------|--|
| 長 木原委員 | 一番近いっていう部分で、これは距離で一番近いという意味ですか、それとも移動時間ですか。 |
| 学校教育課 長 木原委員 | 距離です。 |
| 学校教育課 長 | 子どもが活動するに当たって、保護者が送迎するとなると、一番近いところに必ず送迎できるわけではなくて、少し遠いけれどこちらの方が保護者の勤務地に近いので、送迎ができるという場合があって、そうすると、平日も子どもの活動が保障できるという場合が発生するのかなっていうふうに思います。そのあたりの弾力的な運用は、考えてもらえますか。 |
| 蓮尾会長 | それは、この部活動に限ったことではなくて、指定校変更のときにもいろいろ保護者の方は勤務地がここなのでとか、自分の仕事の部分でこことか言われますが、いろんな条件がある中で申し訳ありませんが距離を基準とさせていただく形でお話をさせていただき納得していただく形です。 |
| 学校教育課 長 | あくまでも距離が基準ということですね。他にご質問はありますでしょうか。関連するご質問等も、よろしくお願ひします。 そうしましたら、拠点校部活動については、これからも津市の方針ではこのように距離を基準に判断していくということによろしいでしょうか。 では次に「指定校変更の現況について」、ご説明をお願いします。 |
| 蓮尾会長 | それでは協議資料を1枚めくっていただいて、指定校変更の現況について説明をさせていただきます。 |
| 蓮尾会長 | この表は、昨年度初めてお示しました、津市における指定校変更許可件数の推移を過去6年間さかのぼって示したものでございます。津市立小学校および中学校の指定の変更に関する取扱要綱の別表には許可区分が12ありまして、いずれかに該当すれば市内の指定校以外の小中学校入学を許可しています。この基準をもとに、学務担当が多く問い合わせを日々受けておりまして、保護者とやり取りしております。中には大変、先ほど言いましたいろいろな条件で、自分の都合、この学校に行きたいという思いがあって、そちらにはどうして行けないんだ、駄目なんだという厳しいご意見をいただく場合もありますが、駄目ということではなくて、まずはその保護者の方、そういった希望の |

方のご意向やお気持ちをしっかり聞かせていただくことで、なぜ指定校の変更を希望されているのかということ、十分時間をかけて聞くということをごころがけております。

昨年度の総数としましては、児童生徒の減少の影響があると思いますが、担当としてしっかり精査した上で粘り強く説明したこともあって、過去6年間の中では一番少ない総数295件であります。この中で一番多い問い合わせが、8条適用に関するもので121件となっております。8条適用区というのは、例えば、南が丘のような大規模校の解消であったり、また、通学距離、安全の問題などで保護者の方から強い要望があったりして、本来であれば南が丘ですけれども、南が丘ではなくて、この学校にも行けますよ、2校のどちらかを選択して通学してもいいですよ、という区域が現在、15地区ございまして、それが8条適用ということです。例えば、南が丘小校区の青谷第一は修成小学校に、垂水山は藤水小学校に行けます。反対に、修成小学校校区の西阿漕町岩田は南が丘小学校に行けます。また、高茶屋小学校校区の高茶屋小森町は桃園小学校に行ける形になっておりまして、最近は一身田小学校校区から北立誠小学校校区、西が丘小学校校区への変更というのも多くなってございます。この指定校変更が一番多く、次に多いのが、転居後も従前の学校へ年度末まで行きたいと希望されて許可した件数が区分1の70件となっております。そして1から11までのどの区分にも該当しない一番下の部分、12の特別な事情についてはどのような事例があるかと申しますと、例えば、転校等で生活環境が変わることが大変苦手であるというお子さんの特性、特別支援に関わるお子さんとかで、環境が変わることが大変不安なお子さんが転居後もこのまま在籍する学校に来年度末までではなくて卒業まで在籍をしたいという希望がある場合、また、中には私立中学校から本人の事情によって公立学校に戻るといったケースもあり、小学校時代の人間関係の事情で本来の指定校の中学校に戻りたくないとか戻れないという事情で、こういった場合も認めているケースはございます。そういった場合も必ず、しっかりと親御さん、それからお子さんの思い、それから学校の方にも確認させていただいて、意見書をいただいているケースがほとんどでございます。

この区分ごとの許可事由については、資料参考2に示させていただきます。これも参考にしていただければと思います。

蓮尾会長

以上でございます。何かご質問等ありましたらお願いします。
ただいまの説明に対して、皆様から何かご質問等あればよろしく
お願いします。

学校教育課
長

ございませんでしょうか。はい、それでは特にはないよう
です、次に進めさせていただきます。協議事項3の「就業等に関する
規則の一部改正について」の説明をお願いいたします。

それでは、協議事項3の就学等に関する規則の一部改正につ
いて説明させていただきます。

当課では保護者の皆さんの問い合わせで校区を確認する際、
資料別紙1の就学等に関する規則別表の学区一覧表を用いて就
学事務を行っています。また、それとは別に、地図上の学区の境
界線も見ながら指定の作業を行っています。(1)の船頭町津興
地区参考図という資料を見ていただけますでしょうか。今回の
ケースは、赤く色付けている地区が地図上の学区の境界線では
育生小学校ですが、住所が船頭町津興ですので学区一覧表では
修成小学校区になります。この状況は、当該地区に長い間お子
さんが住んでいなかった、ところが、久しぶりに来年度入学する
お子さんがいて、確認をしたところ、不一致が見つかったとい
うことです。行政区は三重町津興ですけれども、住所が船頭町
津興となっていますので、最初修成小学校区ですってお伝え
したら、保護者から育生小学校区ではないんですかということ
で、市民課とも確認をさせていただいた上で令和6年4月1日
施行に向けて一覧表を改正させていただくものです。

次に、修成町および野崎垣内岩田の参考図をご覧ください。
赤色で示した該当地区は地図上の境界線は西橋内中学校区
ですけれども、学区一覧表では橋南中学校区となっております。
これは保護者の方からの問い合わせではなく、担当の職員が
精査をしていた中の作業中に判明したものでございます。

2ヶ所とも、学校一覧表で「一部」という表現を加えてい
なかったということで、少し不十分な部分がありました。学区
一覧表に赤字の訂正を加え、津市のホームページの方に示
させていただく予定でございます。この件についてお見知り
おきいただければと思います。何かご意見ありましたら
お願いします。

蓮尾会長

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様ご質問等
お願いいたします。いかがでしょうか。

学区の地図上の境界線はサイトで誰もが調べられるのでし
よ

うか。

事務局 ホームページ上では学区一覧表が載っているだけです。地図はどなたも見ることができませんので、学区一覧表の方をきちんと直したいと思います。

蓮尾会長 学区一覧表には、例えば〇〇町の一部と書いてあるだけなので、分かりにくいのでは。

事務局 たくさんの問い合わせがあります。地図は公開していないので、こちらに電話いただけたらお答えするという形になっています。

蓮尾会長 そうなんです。

学校教育課長 地図上の青い線が複雑なものですので、なかなかこれを示すというのは難しいうえに、津市域が広いため一覧表だけをホームページに示させていただいています。青い線はこちらの作業の中で確認することしかできませんので、問い合わせをいただければ確認させていただきます。

蓮尾会長 当事者でないとわからないですよ。初めて該当する方がみえたので、発見できたということですね。

学校教育課長 他にも、せっかく今日はお集まりいただきましたので、通学区に関するいろんなことを、細かなことでも構いませんのでご質問いただけたらと思います。

蓮尾会長 今日の日頃何か指定校の変更であったり、校区のことで何か気になる点があれば、この際に皆さんご意見いただければと思います。

大屋副会長 今日のご議論以外でも何か、こういうことが気になっているという話がある方、関連しているとなおいいですけども、お聞かせいただければと思います。

大屋副会長 指定校の変更についてはすごく柔軟に1人1人の子どものことを考えていろいろ対応してもらっているのはすごくあると思います。今年のことですが、外国から来られた児童がいて、この子は現在南が丘にお住まいですけども、日本語も全然わからない、そういったところで、うちは外国籍のお子さんが70名ほどいるので、やはりそのあたりが学びやすく、また、戦争のこともあってより安心して学校に行きたいということもあり、南が丘から高茶屋への転居を決められ、それに先立って指定校変更により本校に入学されました。

学校教育課
長

ありがとうございます。

中村委員

私は津の自治会連合会で、3ヶ月くらい前に一志の方に行きまして、フリースクールを見学しました。中学校や高校の学校へ通えない子が市外からも入れるようなところでしたね、野田さん。

野田委員

そうですね。

中村委員

小学校とか、中学校も含めて100人ぐらいいるのかな。そういう学校へ通えない子はどういうふうに考えていったらいいのかということについてはどうですか。

教育研究支
援課長

教育研究支援課が子どもたちの不登校の情報などの把握をしております。津市の不登校の子どもたちの状況につきましては例年やはり増加傾向となっており、今、国の調査の中でも、令和4年度の状況が30万人を超えたという報道がされています。国の傾向と同様に津市でも、不登校の子どもたちの状況が増加傾向にあり、また、完全に不登校にはなっていないけれども、連続して5日間休むというような子どもたちの状況も増えている状況です。併せて、不登校ではないけれども子どもたちの学習のことを悩まれる保護者からの相談も非常に増えている状況です。年間延べ数でいきますと3000から4000件という数字が相談件数としてあがっています。そのような中、津市におきましては、不登校の子どもたちがなかなか学校には通えないけれども、少し学校との距離を置ける教育支援センターというものが市内に二か所ございます。ふれあい教室、そしてもう1件が三重大学附属中学校の敷地内に三重大学津市子ども教育センターを今年4月から開設しまして、その中にこれまで乙部の方にごさしましたほほえみ教室が入り、そこで不登校の子どもたちの居場所として、教室を開設しております。常時大体20名ぐらいの子どもたちがそこにやってきて、1日学習をしたり、自分の興味を持ったことを活動しながら、過ごしているという状況です。国の方も令和元年の10月に一つ方向性を定めまして、これまでどうしても、不登校の子どもたちを学校へ通わせるという方法をとっておりましたが、令和元年10月の「不登校の子どもたちの支援のあり方」という文章の中で、必ずしも学校に登校することを第1の目的にするものではないという方向が示されて、様々な子どもたちの居場所というのが今現在できているかなというふ

うに思います。その一つとして、先ほどお話いただきました民間のフリースクールであったり、言い方は様々ですが、民間の子どもたちが通う施設というようなのが現在たくさんできあがっており、そういう施設や津市の教育支援センターを利用しているような状況でございます。それぞれの施設を利用している子どもたちの状況は、その施設と学校と津市と情報共有をしながら、やはりその子どもたちに社会に復帰していくというふうなことを大きな目標としまして情報共有をしたりして、その子にとって何が必要な支援かということをお互い相談しながら進めているところでございます。

教育長

中村委員が言っていたのは一志学園ですね。旧大井小学校のところにある高校です。

蓮尾会長
野田委員

他にありませんでしょうか。

通学に関して一つ聞いていいですか。通常は自転車や徒歩のところが多いと思いますが、雨が降ったりすると保護者の方が送っていく場合が多いと思いますが、保護者が送り迎えするのは現状としてフリーという考えでいいですか。フリーといたらおかしいですけど、勝手にやって、別に保護者が送って行ってもいいよというのか、やはり個人で通学してほしいのか。

堀内委員

うちの学校が通学団で来る学校になっています。ただ、やはり家庭の事情で、どうしてもその朝の基本的な生活がうまくいなくて、送っていかないと間に合わないというのは正直あります。ただ学校としては、小学校のうちしか歩かないので、やはり歩いてくるのが基本です。生活の中で、どうしても送りでないといけないような状況にあるのでしたら、そこは気をつけて、また皆と一緒に来るようにお願いしますという話は保護者の方にもさせてもらっています。やはり、みんなで来ることに意味があって、みんなで来ることでその関係がうまくいったり、うちは規模的に大きな学校ではないですけど、大きい子が小さい子の面倒見るといふ伝統的な良さがあり、そこは大事にしていきたいので、たびたび送迎の状況になってしまう家庭には少し気をつけてもらって、また一緒に来れるようにしてくださいと時々声をかけています。学校によって多分車で送りやすい学校があるというのと、距離もあると思いますが、うちの学校はなかなか車も停めにくい状況があるのでそんなに送迎は多くありませんが、学校によってはすごく並ぶ学校もありますし、やはり保護者

の方にも、学校だより等を使ってでも啓発していくのが大事な
なと思います。

野田委員 難しい問題ですね。安全の方からも、暗いところを山の中一人
で歩かせるのも辛いだろうし。

学校教育課 課題になっている学校は多くて、最近どうしても親御さんが
長 送り迎えするというので、学校の周りに朝もですが帰りも並
びます。そこで集中してしまって、逆に登下校に影響があるとい
うことがでてきています。学校の方から学校だよりの周知等で、
できる限り登校は徒歩でということをお願いしてもらっていま
すが、なかなか強制はできませんので、難しい状況であります。

大屋副会長 うちを送り迎えが大変多い学校です。外国に繋がるお子さん
が多いこともありまして、やはり外国の親御さんは、通学は自分
が責任を持つ、学校へ行くまでは自分の責任であると考えてお
られ、治安が違うものですから、子ども1人で歩かせるっていう
のもすごく不安を感じています。特に小さい学年の親御さんは
そうふうな感じで、わざわざお金を出して送ってもらっている
方もみえます。それと先ほどおっしゃられた不登校の子どもが、
何とか親が頑張っけて連れてくるご家庭もありますので、なか
なかその車に対する規制がつけにくいところではございます。子
どもの危険のこともありますので、それはマチコミとかメール
でお知らせしたりしております。集団登校もしていませんので、
少し状況が違います。

蓮尾会長 通学区に関する様々な現状をお聞かせいただきましてありが
とうございます。

そろそろ時間が迫ってきておりますが、よろしいでしょうか。
ぜひ言っておきたいということがないようでしたら、令和5年
度通学区区域審議会をこれで終わらせていただきます。どうもあ
りがとうございました。

事務局 ご意見も一段落したところでありますので、本日はどうもあ
りがとうございました。今後、本日の意見等を参考に事務局で整
理し、その決定は教育委員会にあることを申し添えたいと思
います。

以上で本日の協議事項につきましては終わります。蓮尾会長、
大屋副会長どうもありがとうございました。委員の方々には忌
憚のないご意見をいただきありがとうございます。

これをもちまして、令和5年度津市通学区区域審議会を終了し

ます。次年度の開催については、またご連絡をいたしますので、
よろしく願いいたします。
皆様お気をつけお帰りください。